

如拙筆「瓢鮎図」と「筆様制作」について

孫文祺(岡山大学)

退蔵院所蔵の如拙筆「瓢鮎図」は、大岳周崇の序により、「大相公」足利義持が僧如拙に命じて、将軍のための「座右小屏」に「新様」を描かせたものと判明する。本発表では、序文に見える「新様」の語に注目し、「瓢鮎図」の制作事情やのちに流行した「筆様制作」との関係性を明らかにしてゆく。

「瓢鮎図」の序に見える「新様」についての解釈は、「新しい南宋院体風のスタイル」、もしくは「新作の公案のテーマ」の2つに大分される。しかし、中国で11世紀に作られた韻書の『集韻』や18世紀の『康熙字典』では、「様、法也」と「様」を「法」(のっとるべきもの)とのみ解釈している。つまり、中国では、「様」とは従うべき規範で、模範となる図像や雛型を意味するものなのである。

中国・元時代の馬端臨撰『文献通考』(延祐4年<1317>)巻一百十二は、「帶長脚幞頭」の唐明皇画本を「新様」と記録しており、それは幞頭の両脚の長短を意味することがわかる。日本の用例に目を向けると、「瓢鮎図」以前の作品では、建久2年(1191)に制作された「十二天屏風」(東寺蔵)について、『東宝記』には「新様」と記してあり、それは十二天の配列を意味することが確実である。「瓢鮎図」以降の作品では、文亀3年(1503)に土佐光信が描いた「北野天神縁起絵巻」(北野天満宮蔵、文亀本)の奥書にみられる「新様」は、新しい手本や模範となる図様を意味すると論じられている。日本の初期水墨画においても、「様」によって制作することが多く見られる。ならば、義持が如拙に描かせた「新様」も、新しい手本や模範となる図様と考えるべきである。「瓢鮎図」の図様を分析すると、その図様は馬遠画や梁楷画のような南宋院体風の中国絵画が主に手本にされていたことがわかる。つまり、義持が如拙に描かせた「新様」とは、新しい手本としての梁楷画と馬遠画などの中国絵画の図様と考えられる。

さらに、本発表では「筆様」による絵画制作の様相について分析し、『蔭涼軒日録』と『等伯画説』などの記録を検討し、「筆様制作」の定義を再考する。「筆様制作」とは、室町時代特有のもので、予め定められた主題を描くために、一点もしくは複数の中国の名家の絵画から図様を借用して組み合わせ、アレンジも加えて新しい作品を制作する方法である。「瓢鮎図」の図様分析の結果と「新様」の解釈を合わせて考えれば、「瓢鮎図」の制作事情は「筆様制作」と呼びうるものと考えられる。室町水墨画の新しい規範である「新様」として義持が選択したのは南宋院体画の図様である。如拙、周文ら室町幕府の御用絵師は将軍家所蔵の中国絵画を常に学び、将軍などの発注者の要請や期待にこたえたために、こうした「筆様制作」が大流行したのである。

以上の考察を通じ、「筆様制作」は義持の命により如拙が制作した「瓢鮎図」から始まり、周文、雪舟、そして狩野正信へと受け継がれていったことを指摘する。